

秋田市告示第165号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号および第6項の規定に基づき、特定工程および特定工程後の工程を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成25年5月28日

秋田市長 穂 積 志

1 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

全ての構造において、新築の建築物が、次に掲げる用途又は規模のものとする。

- (1) 住宅、長屋、併用住宅又は共同住宅で地階を除く階数が3以上のもの
- (2) 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、地階を除く階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの

2 指定する特定工程

次の各号に掲げるものを特定工程とする。

- (1) 木造 構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法にあっては耐力壁工事）
- (2) 鉄骨造 1階の鉄骨の建て方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事又は2階の床版の取付け工事

3 指定する特定工程後の工程

次の各号に掲げるものを特定工程後の工程とする。

- (1) 木造 壁の外装工事又は内装工事
- (2) 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事
又は壁の外装工事もしくは内装工事
- (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリート
ブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに
配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
又は2階の柱もしくは壁の取付け工事

4 適用の除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第18条第2項の規定による通知に係る建築物
- (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
- (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (4) 丸太組構法の建築物
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が特に認める建築物

5 適用

この告示の規定は、平成25年7月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。